

関西防災・減災プラン 感染症対策編(鳥インフルエンザ・口蹄疫等)(中間案)に対するパブリックコメントへの対応

No	ページ	パブリックコメント意見	対応案
1	P8	<p>「府県の行う発生時に備えた準備・予防措置や具体的な防疫措置に協力」中、(市町村が)「予防措置」すると判断した設定理由・根拠を説明して下さい。</p> <p>〔背景・理由〕 市の道路管理者としての「通行の制限又は遮断」に伴う車両の消毒等は容易に想定できるため。</p>	<p>令和2年の家畜伝染病予防法改正において、市町村の役割として「国及び都道府県の施策に協力して、家畜の伝染病疾病の発生の予防及びまん延の防止に資する措置を講ずるよう努めなければならない」(第2条の3第3項)と規定されていることを踏まえ、「通行の制限又は遮断」に伴う車両の消毒等にとどまらず、府県が行う発生時に備えた予防措置への協力を包括的に記載しました。</p>
2	P11	<p>(3) 豚熱についての3段落目で「国内」は削除してもよいのではないか。</p> <p>(原案: また、旅行者等の協力を得て水際検疫を徹底するとともに、常に国内に豚熱が侵入する可能性があるという前提に立ち、家畜の所有者又は飼養衛生管理者と行政及び関係団体とが緊密に連携し、実効性のある防疫体制を構築する必要がある)</p>	<p>豚熱は既に国内に侵入しているところですが、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」において、今回の豚熱ウイルスが中国又はその周辺諸国から侵入したウイルスと推定されていることから、「常に国内に豚熱ウイルスが侵入する可能性があるという前提に立ち」(p1)、防疫体制を構築する必要があると記載されていることを踏まえ、今後の国内侵入のリスクも勘案し、原案どおりとします。</p>
3	P25	<p>家畜の所有者の焼埋却地の事前確保が十分でない場合の対応を「…なお、調整が困難な場合は、農林水産省が保有する大型防疫資材の利用を検討する」とされている理由について、この「案」の見解を述べた上で、説明して下さい。</p> <p>〔背景・理由〕 飼養衛生管理基準上(埋却等の準備として)規定されていることから、「化製処理」を行うことができる要件を示した上で、「化製処理手順」を明示すべきと考えます。</p>	<p>今般の各特定家畜伝染病防疫指針の改正において、発生時に備えた事前の準備として、焼却施設または化製処理施設の利用調整が困難な場合は、「農林水産省が保有する大型防疫資材の利用を検討する」と記載されるとともに、関西圏域における豚熱対応において農林水産省のレンダリング装置を利用した実例があったことも踏まえ、この文章を記載しました。</p> <p>なお、「化製処理」を行うことができる要件については、特定家畜伝染病防疫指針に基づきこの文章の前段に記載しているとおり、府県は、家畜の所有者において埋却地等の事前準備が十分でない場合に、焼却施設又は化製処理施設の利用調整を行うこととされています。具体的な「化製処理手順」については、各府県等の家畜防疫マニュアル等をご参照下さい。</p>
4	P40	<p>移動制限区域における家畜集合施設の開催等の制限について、「次の事業の実施、催物の開催等の停止」とあるうち、「放牧」については、広域連合内において放牧豚飼養者が想定できない場合は削除してもよいのではないか。</p>	<p>関西圏域において、豚の放牧の可能性が全くないわけではないことから、特定家畜伝染病防疫指針の記載に基づき、原案どおりとします。</p>